

指定介護予防支援および介護予防マネジメント

(第1号介護予防支援)

重要事項説明書

かめおかし しのちいきほうかつしえんせんたー かいごよぼうしえんじぎょうしゃ
亀岡市 篠地域包括支援センター 介護予防支援事業者

していかいごよぼうしえん かいごよぼうまねじめんと だい1ごうかいごよぼうしえん
指定介護予防支援および介護予防マネジメント（第1号介護予防支援）

じゅうようじょこうせつめいしょ
重要事項説明書

かめおかし しのちいきほうかつしえんせんたー かいごよぼうしえんじぎょうしゃ
亀岡市 篠地域包括支援センター 介護予防支援事業者

1. サービス計画に基づいてご利用いただいている各サービスについての相談、
ご希望、苦情などは、下の窓口までお申し出ください。各介護予防サービス
事業所等ときめ細かく連絡をとりあい、早急に適切な対応します。

かめおかし しのちいきほうかつしえんせんたー
亀岡市 篠地域包括支援センター

くじょううけつけまどぐち たんとうしゃ
○ 苦情受付窓口（担当者）

かめおかし しのちいきほうかつしえんせんたー ちょう まつもと よしのり
〔亀岡市 篠地域包括支援センター センター長 松本 善則〕

じょうき たんとうしゃふざい ばあい たいおう しょくいん うけたまわります
*上記の担当者不在の場合は、対応した職員が承ります。

でん わ
○ 電話

0771-25-3841

えいぎょうじかん ごぜん ごご
営業時間 午前8：30～午後5：00まで

えいぎょうび げつ どようび
営業日 月～土曜日

ねんまつねんし やすみ
年末年始（12/29～1/3）休み

- とうじぎょうしょいがい か き くじょうそうだんまどぐち そうだん
・当事業所以外に、下記の苦情相談窓口にもご相談
いただけます。

- かめおかしやくしよこうれいふくしか
・亀岡市役所高齢福祉課

でんわ
電話 0771-25-5182

- きょうとふこくみんけんこうほけんだんたいれんごうかい
・京都府国民健康保険団体連合会

でんわ
電話：075-354-9090

- きょうとふなんたんほけんしよ
・京都府南丹保健所

でんわ
電話：0771-62-4751

2. 亀岡市 篠地域包括支援センターの概要

亀岡市 篠地域包括支援センター の指定番号及びサービス提供地域

名称	亀岡市 篠地域包括支援センター
所在地	〒621-0826 亀岡市篠町篠下中筋45番地の3
代表者名	井内 邦典
指定番号	2601600030
電話番号	(0771) 25-3841
サービスを提供する地域	篠町

職員体制

職員体制	主任介護支援専門員 (管理者)	常勤	1名
	社会福祉士	常勤	1名
	保健師	常勤	1名
	介護支援専門員	常勤	1名

3. 運営の方針

- (1) ご利用者が介護が必要な状態になられても、できる限り住み慣れた自宅で自立した生活ができるようお手伝いします。
- (2) ご利用者が介護を必要な状態になることを予防するための健康増進や、介護が必要な状態となられても介護サービスを利用して自立した生活が送れるよう生活機能の維持と向上を求めます。

- (3) ご利用者がお持ちの生活機能を損なわないよう「できることはできる限り自分でする」ことを常に考えた援助をします。
- (4) ご利用者自身がどのようになりたいかを一緒に考えご利用者が意欲を持つて目標の達成ができるよう援助します。
- (5) ご利用者の要介護認定や要支援認定のための申請を、ご利用者のご希望をうかがいながらお手伝いをします。また、申請がお済みかどうかを確かめ、必要であれば申請をお手伝いします。
- (6) ご利用者のご様子や、環境などに応じて、適切なサービスを選べるようご利用いただける事業所を全て紹介し、ご利用者にあった保健医療サービスや福祉サービスが地域や事業者から総合的に効果的に得られるように配慮します。
- (7) ご利用者の意思と人格を尊重し、いつもご利用者の立場に立ってご利用者に提供されるサービスの種類や利用する事業者に偏りのないよう提案します。
- (8) ご利用者が医療系サービスの利用を希望された場合などは、ご利用者の同意を得て主治の医師などの意見をいただきます。また、この意見を求めた主治の医師などに計画書の写しをお渡しします。また、ご利用になる訪問介護事業所などから伝えられた、ご利用者の口の中に関する問題やお薬が飲めているかなどの情報、訪問などで亀岡市篠地域包括支援センターがつかんだご利用者の状態などについて、主治の医師や歯科医師、薬剤師に必要な情報を伝えます。
- (9) 障害者手帳をお持ちの方が介護保険サービスを利用される場合、特定相談

しえんじぎょうしゃ れんらく
支援事業者と連絡をとりあいます。

4. 指定介護予防支援および介護予防マネジメント（第1号介護予防支援）の実施

がいよう 概要

ようかいごにんていしんせい だいこう ようかいご ようしえん にんてい う ため しんせい りようしゃ
*要介護認定申請の代行：要介護（要支援）認定を受ける為の申請をご利用者に

か おこな
代わって行います。

ほうもん じょうたい はあく ため ほうもん おこな
*訪問：状態を把握する為の訪問を行います。

けいかくさくせい しえん かいごほけん どう りよう けいかく
*サービス計画作成の支援：介護保険サービス等をご利用いただくための計画

りようしゃ かぞく いっしょ
をご利用者やご家族と一緒につくります。

けいかかんさつ さいひょうか つか ようす うかが ひつよう
*経過観察・再評価：サービスが使われてからのご様子をお伺いし、必要があ

みなお おこな
ればサービスの見直しを行います。

きゅうふかんり じぎょうしょ おこな かくにん ただ ほけんせいきゅう
*給付管理：事業所が行ったサービスを確認し、正しく保険請求されるよう

かんり
に管理をします。

そうだんくじょう たいおう まいにち せいかつ こま そうだん う りよう
*相談苦情の対応：毎日の生活での困りごとの相談をお受けしたり、利用され

かいごよぼう など たい くじょう うかが かいけつ てつだ
ている介護予防サービス等に対する苦情をお伺いし解決のお手伝いをします。

5. 事業の提供方法

りようしゃ そうだん うけ ばしょ そうだんしゃたく どう およ でんわ
*ご利用者の相談を受ける場所：相談者宅、当センター及び電話

たんとうしゃかいぎ かいさいばしょ どう そうだんしゃたく しゅじい いりょうきかん
* サービス担当者会議の開催場所：当センター、相談者宅、主治医の医療機関

ていきょうじぎょうしょ
または、サービス提供事業所

かめおかしちいきほうかつしえん しょくいん きょたくほうもんひんど ずいじ
* 亀岡市地域包括支援センター職員の居宅訪問頻度：随時

6. 料金

介護予防支援利用料は、指定介護予防支援および介護予防マネジメント（第1号
介護予防支援）・契約書・別紙のとおりです。いずれも、介護保険の給付が支払わ
れる場合、ご利用者の自己負担はありません。契約後、サービス計画を作る途中で、
ご利用者の御都合により解約した場合の解約料もいたしません。

7. 秘密保持

サービス提供をする上で、知ったご利用者やそのご家族に関する秘密を第三者
に漏らしません。個人情報^{個人情報}の取り扱いは、「個人情報^{個人情報}の使用にかかわる同意書^{同意書}」に
従います。また、この秘密保持は、契約終了後及び職員^{職員}の退職後も同様に守り
ます。

8. 事故等の対応について

事故や苦情^{苦情}にたいしては、事故^{事故}がおきないように日ごろから注意^{注意}するだけでな
く、もし事故^{事故}がおきてしまったときを考^考えて「事故^{事故}対応^{対応}マニュアル^{マニュアル}」「相談^{相談}苦情^{苦情}
対応^{対応}マニュアル^{マニュアル}」をつくり、適切^{適切}な対応^{対応}ができるよう心^心がけています。また、事故^{事故}
などにそなえ保険^{保険}にも加入^{加入}しています。

たんとくしゃ
担当者

氏名

たんとく へんこう きぼう えんりょ もうしで こうにんしゃ
担当者の変更をご希望の方は、ご遠慮なくお申し出ください。後任者については、
せきにん も ひ つ
責任を持って引き継がさせていただきます。

とうじぎょうしょ ほうしん ところづか いっさい えんりょ
*当事業所の方針としまして、お心遣いなど一切ご遠慮させていただきます。

ていきょうかいし りようしゃ たいし けいやくしょおよ ほんしょめん もと じゅうよう
サービス提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて、重要
じこう りようかのう じぎょうしょ いちらん せつめい
な事項と利用可能な事業所の一覧を説明しました。

平成 31 年 月 日

事業者名称	かめおかし しのちいきほうかつしえん 亀岡市 篠地域包括支援センター	印
事業所住所	かめおかししのちょうしのしもなかつじ ばんち 亀岡市篠町篠下中筋45番地の3	
説明者氏名		印

わたし しょめん じぎょうしゃ していかいごぼうしえん かいごぼうまねじめんと
私は、この書面により、事業者から指定介護予防支援および介護予防マネジメント
だい1ごうかいごぼうしえん じゅうようじこう せつめい う りようしょう
(第1号介護予防支援) についての重要事項の説明を受け了承しました。

りようかのう じぎょうしょ いちらん じぎょうしょ じゅう えら けいかくしょ じぎょうしょ
利用可能な事業所の一覧にある事業所から自由を選ぶことや、計画書で事業所
しょうかい う ばあい りゆう き せつめい う
の紹介を受けた場合は、その理由を聞かせてもらえることの説明を受けました。

わたし にゅういん ばあい にゅういんさき いるょうきかん かめおかし しのちいきほうかつしえん
もし、私が入院した場合、入院先の医療機関に亀岡市 篠地域包括支援センタ
りようしゃ つた
一の利用者であることを伝えます。

利用者	住所	
	氏名	印
代理人	住所	
	氏名	印

個人情報こじんじょうほうの使用しようにかかわる同意書どういしょ

以下いかに定める条件じょうけんのとおり、私わたし（利用者りようしゃ）および代理人だいにんは亀岡市かめおかし 篠地域包括しのちいきほうかつ支援センターしえんせんたーが私わたしと代理人だいにん、家族かぞくの個人情報こじんじょうほうを下したに記す利用目的りようもくてきでの必要最低限ひつようさいていげんでの使用しよう、提供ていきょう、または収しゅう集しゅうすることどういに同意どういします。

1. 利用期間りようきかん

サービス提供ていきょうに必要な期間ひつようきかん又は契約期間けいやくきかんに準じゆんじます。

2. 利用目的りようもくてき

- (1) 要介護認定ようかいごにんてい（要支援認定ようしえんにんてい）の申請しんせいおよび更新こうしん、区分変更申請くぶんへんこうしんせいのため。
- (2) 利用者りようしゃにかかわるサービス計画作成けいかくさくせいとサービス提供ていきょうの為ためのサービス担当者会議たんとうしゃかいぎの情報じょうほう収集しゅうしゅうおよび関係者かんけいしゃの情報じょうほう共有きょうゆうのため。
- (3) 医療機関いりょうきかん、福祉事業者ふくじじぎょうしゃ、介護支援専門員かいごしえんせんもんいん、保健師ほけんし（看護師かんごし）、社会福祉士しゃかいふくしし、介護サービス事業者かいごサービスじぎょうしゃ、自治体じちたい（保険者ほけんしゃ）その他社会福祉団体等たしゃかいふくしだんたいなどとの連絡調整れんらくちようせいのため。
- (4) 利用者りようしゃが医療サービスいりょうの利用りようを希望きぼうしている場合ばあいおよび主治医等しゅじいなどの意見いけんを求めもとる必要がある場合ひつようばあい。
- (5) 行政ぎょうせいの開催かいさいする評価会議ひょうかかいぎ、地域ケア会議ちいきかいぎ、サービス担当者会議たんとうしゃかいぎ。
- (6) その他サービス提供ていきょうのために必要な場合ひつようばあい。
- (7) 上うえの各号かくごうにかかわらない、緊急連絡きんきゅうれんらくが必要な場合ひつようばあい。

(8) 介護予防支援契約書 第17条 における業務委託を行う場合、
 受託居宅介護支援事業者、および介護予防小規模多機能型居宅介護事業所、
 介護予防認知症対応型共同生活介護へ移行された場合、ご利用者が要介護
 認定を受けられた場合の居宅介護支援事業所や施設などへの情報提供。

3. 使用条件

- (1) 個人情報の提供は必要最低限とし、サービス提供にかかわる目的以外に
 は使用しない。また利用者とサービス利用にかかわる契約の締結前より契約
 終了後においても第三者に漏らさない。
- (2) 個人情報を用いた会議の内容や出席者について経過を記録し請求があ
 れば開示する。

平成 31 年 月 日

利用者 住所 _____
 氏名 _____ 印

家族・代理人 住所 _____
 氏名 _____ 印

続柄 _____